

## ～釧路市選挙管理委員会からのお知らせ～

◎入場整理券をお忘れの方、代理投票・点字投票を希望の方は、係員にお申し出下さい。

◎投票所内のルール・マナーについて

「投票所の秩序保持」のため、ご協力をお願いします！



※次のような行為は法律で禁止されています。

- ア 演説や討論をしたり、騒いだりすること。
- イ 他の選挙人の投票に干渉したり、特定の候補者（政党）への投票を勧めたり、のぞき見たりすること。
- ウ 同伴者が代わって投票用紙に記載したり、投函をすること。  
(投票は選挙人が自ら自書し、投函しなければならないため)
- エ 投票用紙を投函せず持ち帰ること。



※投票所内中では、スマートフォン、携帯電話などを用いた撮影は、「投票所の秩序の保持」のため（他の選挙人が不快とを感じるなど）**禁止**させていただきます。



※幼児・児童・生徒（18歳未満）の皆さん、介護その他やむを得ない事情がある方を同伴し入場することは認めております。

☞ただし、次のような場合は同伴者の入場の制限又は退出をさせることがあります。

- ア 同伴者の人数があまりに多いとき。
- イ 投票所内が多数の選挙人で混み合っているとき。
- ウ 同伴者が大声を出したり、走り回ったりしているにもかかわらず、同伴する選挙人が注意や制止をせず放置しているとき。